

平成28年第7回新居浜市農業委員会農地部会議事録

1 会議の日時及び場所

- (1) 会議の日時 平成28年7月5日(火曜日) 14:55～15:17
(2) 会議の場所 市庁舎6階 議員全員協議会室

2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

- (1) 出席委員 15名

第1番	桑山尚久	第10番	篠原修
第2番	山本健十郎	第11番	加藤喜三男
第3番	村上勝利	第12番	小野春雄
第4番	寺尾俊行	第13番	岡部正明
第5番	神野賢二	第14番	岡田充
第6番	矢野重明	第15番	山下元
第7番	守谷博明	第16番	福田満寿夫
第8番	古川一豊		

- (2) 欠席委員 1名

第9番 秦昭一

3 会議に出席した事務局職員

事務局長	戸張博司	事務局次長	原道樹
係長	近藤常夫	主査	田中賢禪
臨時職員	中山麻美		

4 傍聴者 なし

5 会議に付議した事項

- 議案第1号 農用地利用集積計画について
- 議案第2号 農地の所有権移転について
- 議案第3号 農地の転用について
- 議案第4号 農地の転用を伴う所有権移転等について



6 議事

岡部部長 皆さん、こんにちは。

法改正に伴い、検討しなければならないことがたくさんあります。先ほど合田委員が発言したことを皆さんは頭に入れていただいて、委員の人選においては農業委員が間に入って調整役を果たしていただきたいと思います。

それでは、ただいまから平成28年 第7回新居浜市農業委員会 農地部会を開会いたします。

本日の議事につきましては、議案第1号から議案第4号までとなっております。

なお、議案中、第1号及び第2号は決議事項、第3号から第4号は意見事項となっております。加えまして参考事項が1件ございます。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、部会長において福田満壽夫委員と桑山尚久委員を指名いたします。両委員さんよろしくお願ひいたします。

それでは、議案第1号の審議に入りたいと思いますが、議案第1号は、合田有良委員が関係しておりますので、審議には参加できませんのでご退席を求めます。それでは、ここで暫時休憩いたします。

(14時56分 暫時休憩)

(14時57分 休憩再開)

岡部部長 休憩前に引き続き審議を再開いたします。

それでは、1ページをご覧ください。

議案第1号「農用地利用集積計画について」を議題に供します。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

近藤農地係長 議案第1号につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画でございます。内容といたしましては、田2筆、合計面積1,790平方メートルでございます。

2ページをお開きください。

申請は、82番および83番の(1-1)さんの2件でございます。

内訳といたしましては、期間、2年9ヶ月間が2件、利用権の種類は、使用貸借2件、また、いずれも新規設定となっております。

以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、

農用地利用集積計画の内容が新居浜市の基本構想に適合するものであること、および、全部耕作利用要件及び常時従事要件が認められること、並びに対象農地の関係権利者の同意が得られていることの各要件を満たしております。

岡部部会長 ありがとうございました。

以上、82番及び83番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

岡部部会長 ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

岡部部会長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号「農用地利用集積計画について」を原案のとおり決定させていただきます。

岡部部会長 それでは、第1号議案の審議が終了しましたので、合田委員の入席を求めます。ここで暫時休憩いたします。

(15時 暫時休憩)

(15時1分 休憩再開)

岡部部会長 休憩前に引き続き、議案第2号「農地の所有権移転について」の審議に入りたいと思いますが、議案第2号第15番および第16番は、桑山尚久委員が関係しておりますので、審議には参加できませんので、ご退席をお願いします。なお、議案第2号第17番は、地元農業委員が桑山委員ですので、まず、第15番および第16番の審議を行いたいと思います。それでは、ここで暫時休憩いたします。

(15時2分 暫時休憩)

(15時3分 休憩再開)

岡部部会長 休憩前に引き続き審議を再開いたします。

それでは、3ページをご覧ください。

議案第2号「農地の所有権移転について」の第15番および第16番について議題に供します。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

原事務局次長 議案第2号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転で、第15番から第17番までの3件でございますが、先程部会長の説明にありましたように、第15番及び第16番の2件について説明させていただきます。

4ページをお開きください。

第15番及び第16番は譲受人が同一ですので、あわせて説明させていただきます。

第15番は萩生字本郷、畑、1筆、面積227平方メートル、
第16番は萩生字本郷、畑、1筆、面積52平方メートル、譲受人は市内在住の(2-1)さんです。

なお、第16番の残り持分3分の1については、譲受人の配偶者であります(2-2)さんが所有しており、現在、保有地として譲受人が管理しております。

譲受人は現在、4.5反ほどの農地を家族で耕作しており、今回、農業経営規模拡大を図るため、申請地を取得する目的で農地法第3条申請が提出されたものであり、作付けは、季節野菜を予定しております。

第15番及び第16番の許可要件につきましては、議案書に記載のとおり、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題がないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、許可要件をすべて満たしております。

なお、お手元に農地法第3条第2項第1号から第7号までの許可要件について調査書を配布させていただいております。第15番及び第16番は1ページ目となっておりますので、併せてご覧いただきますようお願いいたします。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

岡部部会長 ただいまの説明に係る現地調査の結果ならびに補足説明につきまして、地元農業委員であります合田有良委員より、報告いただきたいと思っております。

それでは、合田委員よろしく申し上げます。

合田委員 詳細については、先ほど事務局が説明したとおりであります。なお、申請地は、譲受人の自宅近くに位置し、管理が容易であることから、これ以上の適任者はいないと思われまます。

岡部部会長 ありがとうございました。

以上、15番および16番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

岡部部会長 ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

岡部部会長 御異議なしと認めます。よって、議案第2号「農地の所有権移転について」の15番および16番を原案のとおり決定させていただきます。

岡部部会長 それでは、議案第2号第15番および第16番の審議が終了しましたので、桑山委員の入席を求めます。ここで暫時休憩いたします。

(15時5分 暫時休憩)

(15時6分 休憩再開)

岡部部会長 休憩前に引き続き、議案第2号「農地の所有権移転について」の第17番を議題に供します。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

原事務局次長 第17番について説明させていただきます。

5ページをご覧ください。

第17番は萩生字本郷、田、2筆、2筆の合計面積1,209平方メートル、譲受人は市内在住の(2-3)さんです。

譲受人は現在、2.4反ほどの農地を家族で耕作しており、今回、農業経営規模拡大を図るため、申請地を取得する目的で、農地法第3条申請が提出されたものであり、作付けは、稲作を予定しております。

許可要件につきましては、議案書に記載のとおり、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題がないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、許可要件をすべて満たしております。

なお、お手元に農地法第3条第2項第1号から第7号までの許可要件について調査書を配布させていただいております。2ページとなっておりますので、併せてご覧いただきますようお願いいたします。

ご審議の程よろしく願いいたします。

岡部部会長 ただいまの説明に係る現地調査の結果ならびに補足説明につきまして、地元農業委員であります桑山尚久委員より報告いただきたいと思っております。

それでは、桑山 委員よろしく申し上げます。

桑山委員 申請地は、譲受人の自宅に隣接しており、また、経営農地とも隣接しております。今回の申請によって、農作業の効率が向上すると思われるので、問題はないと思われます。

岡部部会長 ありがとうございます。

以上、議案第2号「農地の所有権移転について」の第17番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

岡部部会長 ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

岡部部会長 御異議なしと認めます。よって、議案第2号「農地の所有権移転について」の第17番を原案のとおり決定させていただきます。

岡部部会長 6ページをお開きください。

議案第3号「農地の転用について」を議題に供します。事務局から議題の朗読と説明をお願いします。

田中主査 議案第3号は、農地法第4条第1項の規定による農地転用の申請で、申請件数は、1件であります。

7ページをご覧ください。

13番、久保田町二丁目、畑1筆、申請人は、(3-1)さん。

内容は、自己住宅 158.17平方メートル、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断されます。13番の事案の一般基準につきましても、転用行為が遂行される確実性などが申請書および土地改良区の意見書等の添付資料によって認められることを、事務局よりご報告させていただいて、ご審議の程よろしくをお願いします。

岡部部会長 以上、13番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

岡部部会長 ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

岡部部会長 御異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地の転用について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

岡部部会長 8ページをお開きください。

議案第4号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を議題に供します。事務局から議題の朗読と説明をお願いします。

田中主査 議案第4号は、農地法第5条第1項の規定による農地転用の申請で、申請件数は、9件であります。

9ページをご覧ください。

77番、東雲町一丁目、畑1筆、譲受人は、(4-1)さん。内容は、自己住宅 69.14平方メートル、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

78番、垣生二丁目、田1筆、譲受人は、(4-2)さん。内容は、自己住宅 86.12平方メートル、農地区分は、上水管・下水管が埋設されている道路の沿道の区域であって申請地から概ね500m以内に市立垣生小学校及び岡歯科クリニックが存在するため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

79番、瀬戸町、田2筆、譲受人は、(4-3)さん。内容は、自己住宅 62.52平方メートル、農地区分は、上水管・下水管が埋設されている道路の沿道の区域であっ

て申請地から概ね500m以内に市立泉川小学校及び寿公園が存在するため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

10ページをお開きください。

80番、北内町一丁目、田3筆、譲受人は、(4-4)さん。内容は、賃貸共同住宅(3棟) 697.35平方メートル、農地区分は、上水管・下水管が埋設されている道路の沿道の区域であって申請地から概ね500m以内に立花病院及び田坂外科クリニックが存在するため第3種農地であると判断され、千平方メートル以上の土地に建築物を建設する予定であることから、開発許可が必要となり、区分は、所有権移転です。

81番、土橋一丁目、田1筆、譲受人は、(4-5)さん。内容は、賃貸共同住宅(1棟) 229.69平方メートル、農地区分は、上水管・下水管が埋設されている道路の沿道の区域であって申請地から概ね500m以内にしおだこどもクリニック及びすみ整形外科が存在するため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

82番、中村松木一丁目、田1筆、譲受人は、(4-6)さん。内容は、建売住宅(3戸) 167.44平方メートル、農地区分は、上水管・下水管が埋設されている道路の沿道の区域であって申請地から概ね500m以内にいしまる皮膚科及び平田耳鼻咽喉科が存在するため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

11ページをご覧ください。

83番、郷三丁目、畑1筆、譲受人は、(4-7)さん。内容は、自己住宅 63.76平方メートル、一体利用地として、宅地 224.03平方メートルがあり、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

84番、宇高町三丁目、田1筆、譲受人は、(4-8)さん。内容は、自己住宅 74.52平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、農用地の除外があり区分は、使用貸借権で期間は永年です。

85番、土橋二丁目、畑2筆、譲受人は、(4-9)さん。内容は、太陽光発電施設、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

また、77番から85番の事案の一般基準につきましても、転用行為が遂行される確実性などが申請書および土地改良区の意見書等の添付資料によって認められることを、事務局よりご報告させていただいて、ご審議の程よろしくお願ひします。

岡部部会長 以上、77番から85番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

岡部部会長 ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいで

しょうか。

(「異議なし」の声あり)

岡部部会長 御異議なしと認めます。よって、議案第4号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

岡部部会長 12ページをお開きください。

参考事項は、農地法第18条第6項の規定による合意解約についての報告事項ですので、お目通しをお願いします。

以上をもちまして、本日の議題の審議がすべて終了いたしました。

よって、これをもちまして平成28年第7回新居浜市農業委員会農地部会を閉会いたします。

15時17分閉会



新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。
新居浜市農業委員会農地部会

部会長

委員

委員